

贈与税の申告書には

「マイナンバー」の記載が必要です！



財産の贈与を受けた方が、贈与税の申告書を提出する際には、**提出の都度、マイナンバー（個人番号）の記載及び本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。**

マイナンバーの記載欄 <贈与税の申告書（第一表）>

税務署長 令和 00 年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額の計算明細書)		FD 4 7 2 8	
提出用	住所 (電話 - - -)	税務署整理欄(記入しないでください)	
	フリガナ	整理番号	名簿
明治 1	氏名	補完	事案
大正 2		申告をされる方（財産の贈与を受けた方）のマイナンバーを記載してください。	
昭和 3	個人番号又は法人番号	国籍年月日	コード
平成 4	生年月日	死亡年月日	正 正 正 正
令和 5		職業	住居区分 枚数

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特別税率)の特例の適用を受けます。

贈与税の申告書に記載いただくマイナンバーは、**贈与税の申告をされる方（財産の贈与を受けた方）のマイナンバー**になります（贈与者のマイナンバーの記載は必要ありません。）。

本人確認（番号確認と身元確認）

（本人確認書類の詳細は裏面をご覧ください。）

税務署がマイナンバーの提供を受けるときは、①正しいマイナンバーであることの確認（番号確認）及び②手続を行っている方がマイナンバーの正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行う必要があります。

また、本人確認はマイナンバーの提供を受ける都度、行う必要があります。

本人確認

=

番号確認

+

身元確認

マイナンバーカードの取得方法

マイナンバーカードは郵便・パソコン・スマホなどから申請でき、無料で取得できます。詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

[マイナンバーカード 取得方法](#)

マイナンバーカードが利用できる場面が、今後どんどん拡大する見込みです！



いろいろな行政手続がマイナンバーカードを使って便利に利用できるようになる予定ですので、お早めの取得をおすすめします！

スマホによる申請方法はこちらから！





【マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方】

マイナンバーカードは、番号確認と身元確認が1枚で可能な唯一のカードです。是非、マイナンバーカードを取得し、ご利用ください！

マイナンバーカードをお持ちの方は、**マイナンバーカードだけで本人確認（番号確認と身元確認）が可能**です。

マイナンバーカードの表面で身元確認、裏面で番号確認を行いますので、本人確認書類として写しを添付する場合は、**表面と裏面（両面）の写しが必要**になります。

マイナンバーカード（個人番号カード）

（表面）

（裏面）



【マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない方】

マイナンバーカードをお持ちでない方は、以下の番号確認書類と身元確認書類の提示又は写しの添付が必要になります。

番号確認書類

《本人のマイナンバー（12桁）を確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。）

などのうちいずれか1つ



身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- 身体障害者手帳
- パスポート
- 在留カード
- 公的医療保険の被保険者証

などのうちいずれか1つ

マイナンバーカードでe-Taxが利用できます！

- 国税庁ホームページで作成した贈与税申告書などは、ご自宅等のパソコンから①**マイナンバーカード**及び②**ICカードリーダライタ**等を利用して、e-Taxにより送信することができます（マイナンバーカード方式）。

※ マイナンバーカードやICカードリーダライタ等をお持ちでない方については、マイナンバーカード方式によらず、e-Tax用のID・パスワードを利用して、国税庁ホームページからe-Taxにより贈与税申告書などを送信することができます（ID・パスワード方式）。ID・パスワード方式を利用する場合、税務署等で職員と対面による本人確認を行った後に発行された「ID・パスワード方式の届出完了通知」が必要になります。

- マイナンバーカード方式などの概要については、e-Taxホームページをご覧ください。
ホームページ【<https://www.e-tax.nta.go.jp/kanbenka/index.htm>】
（「e-Tax利用の簡便化の概要について」）



e-Taxであれば本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。